

食の安全確保に向けた都の新たな取組み

1 総合的な体制整備等

総合的な食品安全行政のための体制等の整備

平成 15 年 4 月 J A S 法の表示指導業務を健康局に一元化

平成 15 年 6 月 庁内連携組織として食品安全対策推進調整会議を設置

平成 16 年 3 月 食品安全条例を制定

平成 16 年 4 月 産業労働局農林水産部内に食料安全室を新設

食品安全情報評価委員会（健康局）

理化学や微生物学等の専門家、都民代表で構成する委員会

国内外の事例や監視指導などから得られる情報を評価

評価結果は、重点的な検査・監視や都民・事業者への情報提供に活用

平成 15 年 7 月 委員会を発足

平成 16 年 4 月 食品安全条例の制定に伴い、知事の附属機関に位置づけ

平成 16 年 7 月 検討結果について報告

- ・カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために
～正しい理解でおいしく食べる～
- ・食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討
～国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について～

2 生産段階における取組

生産情報提供食品事業者登録制度（産業労働局）

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供

平成 16 年 4 月 登録の受付開始

都県広域農産物安全会議（産業労働局）

都の中央卸売市場に入荷する農産物の 4 割以上を生産する近隣県との情報交換、連絡体制の整備を行い、農産物の安全確保対策を推進

平成 16 年 3 月 会議を発足

3 製造・加工段階における取組

食品衛生自主管理認証制度（健康局）

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を、都が指定する審査機関が認証する制度

平成 15 年 8 月 豆腐製造施設、集団給食施設を対象に制度を創設

平成 16 年 1 月 申請受付を開始

平成 16 年 6 月 対象業種の拡大に向け、弁当・そうざい製造施設の認証基準について検討開始

自主回収報告制度（健康局）

食品安全条例に基づき、事業者が食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき、自主回収に着手した場合に都への報告を義務づけ、その情報を都民に提供する仕組み

平成 16 年 7 月～9 月 事業者を対象とした説明会の開催

平成 16 年 11 月 制度の施行（予定）

4 流通段階における取組

卸売市場での危機管理対応（中央卸売市場）

卸売市場に入荷する食品の安全に係る危機に際して、迅速かつ的確に対応するための行動指針として「危機管理対応マニュアル」を作成し、危機管理の意義、原則、個別の危機管理対策を明示

また、中央卸売市場で取扱われる食品の安全性の確保を図るとともに、衛生水準等の向上を図り、中央市場で取扱われる食品の信頼性を高めるため、安全・品質管理者を設置

平成 15 年 5 月 危機管理対応マニュアル作成

平成 15 年 7 月 卸売業の安全・品質管理者の選任

平成 16 年 6 月 仲卸業の安全・品質管理者の選任

5 関係者との情報・意見交流の促進に関する取組

食の安全都民フォーラム（健康局）

都民、事業者、行政が一堂に会して、食の安全について、情報・意見の交流を行う場として開催

平成 15 年 10 月 テーマ：知りたい！食の安全

～食の情報、見方、考え方～

平成 16 年 2 月 テーマ：みんなで考えよう食品衛生

～担当職員が答えます～

平成 16 年 8 月 テーマ：安心できていますか？（予定）

～考えてみよう 食の安全と安心の違い～

食品安全ネットフォーラム（健康局）

食に関する様々な問題について、都民や事業者がインターネット上で相互に情報や意見を交流する場として開設

平成 15 年 8 月 食品安全ネットフォーラム開設

【現在のテーマ】 ・ 生食を考える ～食文化？グルメ？それとも・・・？～
・ 食品の安全について意見あり（常設テーマ）